

# 公共交通機関利用観光客受入環境整備事業費補助金に係る募集要領

公共交通機関による府内の観光周遊を促し、公共交通の維持・大阪の成長に寄与するため、キャッシュレス対応機器や多言語案内設備等の整備に関する補助対象事業を募集します。

補助金の交付にあたっては、公共交通機関利用観光客受入環境整備事業費補助金交付要綱及びこの募集要領に定めるところによります。

また、本補助事業は、宿泊税を活用しております。

## 1 補助対象事業者

- (1) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）
- (2) 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）
- (3) 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「路線バス事業」という。）を営業者（定期観光運送（道路運送法施行規則第十条第一項第一号イに規定する定期観光運送をいう。）のみを行う者を除く。）であって、路線バス事業の用に供する車両であって府の区域内に使用の本拠の位置を有するもの（以下「路線バス車両」という。）を府の区域内に所在する営業所に配置している者
- (4) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。）を営業者（以下「タクシー事業者」という。）
- (5) タクシー事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の利用に供するため、タクシー事業者に対して、自らが所有する車両を有償で貸与する者

## 2 補助対象事業

補助対象事業は、以下のとおりとします。

- (1) キャッシュレス対応機器導入の場合  
キャッシュレス決済（QR コード、クレジットカード又は生体認証システム等によるものであり、交通系 IC カードは除く。）に必要な機器等を、路線バス車両（自動車検査証の使用の本拠の位置が大阪府内の住所である車両に限る。以下同）及び鉄道駅名を冠するバス停が近傍に設置されている駅等（以下「路線バス結節駅」という。）において各 1 台（乗車及び降車に対応するもの）導入する事業であり、システム導入、システム改修、決済端末機器の購入及びその設置。
- (2) 多言語案内設備整備の場合  
路線バス車両、タクシー車両（自動車検査証の使用の本拠の位置が大阪府内の住所である車両に限る）及び路線バス結節駅において多言語案内設備を整備する事業であり、多言語表示に対応したデジタルサイネージによる運行情報案内モニター、駅券売機、乗継経路等を示す床面・壁面・吊り下げ式案内サイン、翻訳機器等の設置・改修。
- (3) 公共交通機関内におけるシームレス化対策の場合  
路線バス結節駅のうち他社間（鉄軌道事業者）の乗り継ぎが発生する駅又は鉄軌道車両における、移動のシームレス化のためのハード整備事業（幅広改札機の導入や車内荷物スペースの整備等）。
- (4) 運行情報等デジタル化推進の場合  
公共交通の運行におけるデジタル化に係る整備事業（交通事業者と経路検索事業者等との間

のデータの受け渡しを容易にする、「標準的なバス情報フォーマット」の GTFIS 形式でデータを作成し、出力を可能とするシステムの整備・改修、又はバス車内におけるスマートフォンを利用したキャッシュレス決済 (QR コードの表示等) や運行情報取得などが可能となるよう利用者向けの Wi-Fi の設置等)。

<事業ごとの補助対象事業者表>

	(1)キャッシュレス化	(2)多言語案内設備	(3)シームレス化	(4)デジタル化
鉄軌道事業者	○	○	○	○
バス事業者	○	○		○
タクシー事業者 リース事業者		○		

### 3 補助金の額

補助金の額は、以下のとおりとします。

- (1) キャッシュレス対応機器導入の場合  
 予算の範囲内において、補助対象事業に必要な経費（以下、「補助対象経費」という。）に 1 / 4 を乗じて得た額以内とする。
- (2) 多言語案内設備整備の場合  
 予算の範囲内において、補助対象経費に 1 / 3 を乗じて得た額以内とする。
- (3) 公共交通機関におけるシームレス化対策の場合  
 予算の範囲内において、補助対象経費に 1 / 4 を乗じて得た額以内とする。
- (4) 運行情報等デジタル化推進の場合  
 予算の範囲内において、補助対象経費に 1 / 4 を乗じて得た額以内とする。

### 4 補助対象期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 8 日（月）まで

※交付決定日以降に事業に着手し、上記期間内に事業（経費の支払い含む）を完了したものが対象になります。

### 5 申請期間

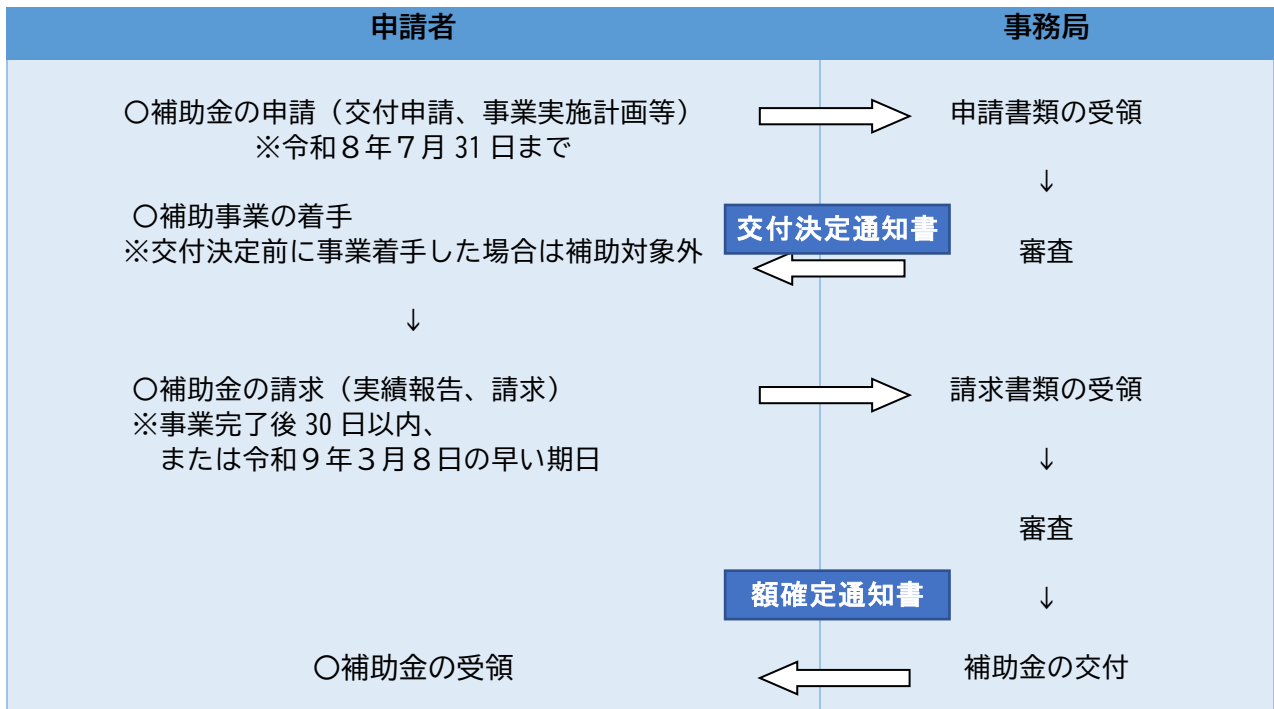
令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 7 月 31 日（金）まで

### 6 補助事業の実績報告期間

事業完了後 30 日以内または、令和 9 年 3 月 8 日（月）まで

## 7 申請手続き

### (1) 申請の流れ（フロー図）



### (2) 申請書類

- ・ 第 1 号様式 . . . . . 補助金交付申請書
- ・ 第 1 - 2 号様式 . . . . . 要件確認申立書
- ・ 第 1 - 3 号様式 . . . . . 暴力団等審査情報
- ・ 第 1 - 4 号様式 . . . . . 振込先口座情報
- ・ 第 2 号様式 . . . . . 補助事業実施計画書
- ・ 別添様式 1 . . . . . 補助事業実施計画経費積算書
- ・ 別添様式 2 . . . . . 事業効果等概要書

### (3) 実績報告

- ・ 第 9 号様式 . . . . . 補助事業完了実績報告書兼請求書
- ・ 第 9 - 2 号様式 . . . . . 補助事業完了実績表
- ・ 以下、完了実績がわかる図書
  - (1) 請負契約一覧
  - (2) 注文書、注文請書
  - (3) 請負金額内訳書

- (4) 請負金額内訳明細書
- (5) 請求書
- (6) 支払いの完了を示す書類（領収証等）
- (7) 出来形が確認できる図面及び写真等

※竣工届、完了報告書、検査調書、引渡書、検収確認書などの事業者において事業完了を確認した書類

#### (4) 申請方法

申請時の書類（電子データ）をすべて揃えて、下記アドレスにメールにて申請してください。  
※必要に応じて、郵送等での資料提出をお願いする場合があります。

申請メール送付先 <a href="mailto:kotsusenryaku01@gbox.pref.osaka.lg.jp">kotsusenryaku01@gbox.pref.osaka.lg.jp</a> (郵送等の場合) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課
--

#### (5) その他

必要に応じて、別添の様式集により提出してください。

### 8 注意事項等

- ・ 事業者から申請があった時は、事業内容等を審査のうえ、補助金の交付決定を行います。また、事業者からの総申請額が府予算を超過する場合は、事業者に対して事前に実施した要望調査結果等を踏まえ、予算の範囲内で交付決定額を調整します。
- ・ 申請事業者の名称及び補助事業概要（事業者提供写真を含む）を公表（申請時や事業完了時）することがあります。
- ・ 整備された機器等について宿泊税を活用したものであることを明示する必要があります。

### 9 問合せ先

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目（別館4階） 大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課 電話：06-6944-6779 ※受付時間：平日の9時30分から17時00分まで
---